

福島廃炉安全工学研究所で使用する  
公用車のリース仕様書

1. 件名

福島廃炉安全工学研究所で使用する公用車のリース

2. 目的

本件は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、いわき事務所、楡葉遠隔技術開発センター、廃炉環境国際共同研究センター南相馬、のてつくスペースの業務に必要なとなる公用車について賃貸借を行うものである。

3. 車体の形状及び台数

(1) ミニバンタイプ 2台

(2) コンパクトタイプ 2台

4. 使用燃料

無鉛レギュラーガソリン

5. 年間走行距離

約 15,000km

6. 仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日一部改正）」の「自動車」の基準を満たす他、次の要件を満たすこと。

(1) ミニバンタイプ

排気量：1,500CC以上2,000CC以下且つハイブリッド自動車であること

車両重量：2,200 kg以下であること

装備品：パワーステアリング

パワーウィンドウ

エアバッグ

オートエアコン

キーレスエントリー

E T C

フロアマット

サイドバイザー

クルーズコントロール

ナビゲーションシステム (TV 接続が出来ないようにすること)

バックモニター

ドライブレコーダー (前方・後方)

衝突回避支援パッケージ

乗車定員 : 8 名

その他 : オートマチック車 2WD

4 ドア以上

車体色はシルバーもしくはその同系色。

## (2) コンパクトタイプ

排気量 : 1,200CC 以上 1,500CC 以下且つハイブリッド自動車であること

車両重量 : 1,500 kg 以下であること

装備品 : パワーステアリング

パワーウィンドウ

エアバッグ

オートエアコン

キーレスエントリー

E T C

フロアマット

サイドバイザー

クルーズコントロール

ナビゲーションシステム (TV 接続が出来ないようにすること)

バックモニター

ドライブレコーダー (前方・後方)

衝突回避支援パッケージ

乗車定員 : 5 名

その他 : オートマチック車 2WD

4 ドア以上

車体色はシルバーもしくはその同系色。

## 7. リース期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

(納入期限 : 令和 8 年 4 月 1 日)

## 8. 納入場所及び納入条件

### (1) 納入場所

福島県いわき市平字大町7番地1 平セントラルビル

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所 運営管理部 総務課

(駐車場所については別途、原子力機構担当者と調整の上、決定する。)

(2) 納入条件

持込渡し

(3) 使用場所

- ・ いわき事務所：福島県いわき市平字大町7-1
- ・ 檜葉遠隔技術開発センター：福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸1-22
- ・ 廃炉環境国際共同研究センター南相馬：福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番169
- ・ のてっくスペース：福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野116-5

9. 検収条件

以下の検査合格をもって納入とする。

- ①車両本体の外観検査
- ②車両本体の動作確認
- ③10項の提出書類が完納されていること。

10. 提出書類

納入時に以下の書類を提出する。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書

11. その他

(1) 車両の登録等の関係諸手続きは、受注者にて行うこと。

(2) 諸費用等

受注者は、次の項目を契約内容に含めるものとする。

- ・ 登録納車費用
- ・ 自動車取得税
- ・ 自動車重量税
- ・ 自動車賠償責任保険
- ・ 自動車税
- ・ 自動車任意保険

フリート区分：フリート

年齢制限：全年齢

対人補償：無制限

対物補償：無制限

搭乗者傷害保険：1,000万円

車両保険含む

- ・車検整備
  - ・バッテリー交換・・・車検時に1回交換
  - ・エンジンオイル交換・・・6ヶ月又は走行5,000km毎に交換
  - ・代車提供
  - ・事務処理代行
  - ・冬季（11月中旬～4月末）におけるスタッドレスタイヤ装着・交換  
（時期は目安とする。タイヤは受注者準備とする。）
  - ・タイヤ摩耗时（目安は2万km走行毎）の交換
- (3) 車両登録日とリース開始日を同じ日とすること。
- (4) 帰還困難区域への立ち入りを可とするものであること。

## 12. 協議

- (1) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項に関して不明な点は、原子力機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以 上